

春日井市中国残留邦人等地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永住帰国した中国残留邦人等の社会的及び経済的な自立を図るため、当該中国残留邦人等に対して実施する日本語学習、就労等のため要する費用の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 この要綱の規定による支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者
- (2) 中国帰国者等支援法施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10号に規定する親族等で、法第2条第3項に規定する目的により本邦に永住帰国した者

(交通費等の支給)

第3条 市長は、対象者に対し、次の表の左欄に掲げる費用を支給するものとし、その限度額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

対象となる費用	限度額(1年当たり)
日本語学習、交流会事業等に参加するための交通費	100,000円
日本語学習の教材費	10,000円
就労のための資格取得受講料	200,000円
就労のための資格取得受験料	10,000円

(支給手続)

第4条 前条の費用（以下「費用」という。）の支給を受けようとする対象者は、春日井市中国残留邦人等の日本語学習等経費支給申請書兼実績報告書（第1号様式）に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったとき、速やかに支給の可否を決定し、日本語学習等経費支給決定(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(返還)

第6条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段により費用の支給を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。